

政務活動費活動報告（研修）

(1) 研修名：福祉政策特別研修
認知症基本法解説
「幸齢社会」実現会議
～政府の議論の詳細を把握しよう

(2) 参加者： 夢みらい 小川吉則

(3) 日時・場所：令和6年11月5日（火） 10：00～12：30
14：00～16：30
大阪駅前第4ビル23階

【1. 研修目的】

認知症基本法の目的と基本理念を学び、「幸齢社会」実現会議の中身を把握する

【2. 結果報告】

(1) 内 容

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 その全文は、37条からなる。法律の中身を見る場合、その条数が重要。因みに、民法は全1050条におよぶ。

認知症施策推進基本計画策定に向けた今後のスケジュールは

令和6年1月1日

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行

令和6年1月26日

第1回認知症施策推進本部

令和6年2月～

認知症施策推進関係者会議

（複数回開催し、関係団体等へのヒアリングを実施の上、基本計画案等について検討。）

令和6年秋頃

第2回認知症施策推進本部

令和6年秋頃

認知症施策推進基本計画の閣議決定（衆議院選挙のため延期となっている）

認知症基本法その目的では

（目的）

第一条 ・・・・・・認知症施策の推進に関する計画の策定について定める・・・・
となっている。

その法律では第一条が大切であり、しっかりと理解しておくことが重要である。

例えば、民法ではその第一条にて

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

となっている。

認知症基本法の第二条では、定義と題して「認知症」の定義を定めている。

認知症は、認知症スペクトラムであり、○Xで判断できない。

令和6年秋頃の「認知症施策推進基本計画の閣議決定」は遅れているが、計画（案）は出来ており今まで（案）が訂正されたことはない。従って、いずれ閣議決定はされるので、各自治体はその準備を今からしておくべきである。

基本法では、その第五条にて地方公共団体の責務について述べている。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

各自治体は、別添資料にある7項目を含めた計画の策定をすることが必要である。

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議

第1回が令和5年9月27日（水） 総理大臣官邸4階第会議室にて行われた。

その有識者構成員は、東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センターセンター長や、東京都健康長寿医療センター理事長が入っている。

これからは、平均寿命、健康寿命に加え希望寿命が重要になってくると考えられる。

（2）考 察

超高齢社会となり、急速な高齢化の進展に伴い認知症患者が増加している。認知症は脳の病気であり、誰でもがなりうるものであると考え、認知症にならないようにはなく、もちろん予防は大切であるが、認知症基本法の第一条（目的）にあるように、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるようになることが重要であると考える。そのため、認知症施策推進基本計画は閣議決定がされることを見越し、（案）が訂正されることはないと今から彦根市の市町村計画策定の準備に係るべきである。

基本計画（案）にある、（認知症の人と家族等の参画の推進）では、認知症施策の立案、実施、評価に当たっては、認知症の人と家族等の参画が最も重要である。まずは、都道府県、市町村の行政職員が、認知症カフェへの参加など地域における様々な機会を捉え、認知症の人・家族等と出会い、対話をすることで認知症に関する知識や認知症の人への理解を深めることが重要である。

とある。まずは市職員が現状を、認証症の人と家族等と直接対話をして実情を勉強し、正しい認知症の知識を身につけなければならない。それは、閣議決定を待たずとも、今から出来ることであり実行に移すべきである。担当職員がそして市職員が認知症の人や家族の意見を直接聞き、理解しなくては一般市民への正しい認知症理解の普及は難しいことである。まずは、担当職員の速やかな活動が必要と考える。